

[事案 23-64] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 12 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行を窓口として加入した変額年金保険について、募集人に虚偽の説明があったとして、契約を取り消し、既払込保険料から減額時の返還金と契約者貸付金を控除した金額を返還してほしいと申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 3 月、銀行の窓口で、変額年金保険に加入した当時、自分は A 県に、妻は B 県に住んでおり、当初、妻が、B で申立契約の説明を受け、その後、A において、自分が申込みを行った。妻は、申立契約の据置期間は 10 年で、年金原資に一時払保険料（元本）と同額の最低保証があることは理解していたが、据置期間が 10 年であることを自分にきちんと話しておらず、募集人より「据置期間が 5 年」と説明されたので、そのように誤信して契約した。

申立契約は現在まで利益が得られず、今後も利益が見込めず、退職して資金が入り用となり、年金受取り開始まであと 5 年待つことはできないので、既払込保険料から減額時の返還金と契約者貸付金を控除した金額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由から、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 錯誤・詐欺・強迫といった無効・取消事由および消費者契約法上の重要事項の不実告知等の取消事由は認められない。
- (2) 申立人は先に商品説明を受けた妻から商品の話聞き、後日赴任先で募集人より改めて説明を受け申込み手続きを行っており、その際には既に申込みと一時払保険料の金額も決めており、十分検討の上で申し込んだと考えられる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を不実告知による取消し（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）と、錯誤による無効（民法 95 条本文）であると解し、当事者双方から提出された書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

(1) 不実告知の主張について

申立人は、事情聴取において募集人より、5 年後から年金を受け取れる旨の説明があったと記憶していると陳述しているため、検討する。変額年金保険は、パンフレット等の募集資料を使用し、記載された内容に則して説明するのが通常であり、また、パンフレット等の記載と明らかに異なる説明をすると、その説明が虚偽であることは容易に判明するので、そのような説明をしないのが通常といえる。そして、本件においては、申立人の陳述以外に、募集人が虚偽の説明をしたと認めることのできる証拠は見当たらないが、申立人の陳述も、募集人の虚偽説明の事実を断定的に述べるものではなく、申立人の主張するような説明がなされたと判断することは困難と言わざるを得ない。

よって、募集人が申立契約を勧誘するに際し、不実告知をしたとは認められず、不実告

知による取消しを認めることはできない。

(2) 錯誤の主張について

前項の事実からすると、申立人に錯誤の存在を認めることは困難だが、仮に、錯誤が認められ、それが要素の錯誤に該当するとしても、契約申込書兼告知書の据置（運用）期間の欄に、自ら「10」年間と記入していることからすると、申立契約の据置期間が10年であることは容易に知りうるどころであり、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失【注】があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書）。

【注】 重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないで、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があることです

【参考】

消費者契約法

第4条（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

1項 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取消することができる。

1号 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

民法

第95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。